



インド新労働法中央規則案の公表

2026年1月19日

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム

吉田 重規 (弁護士・日本法)

西谷 春平 (弁護士・日本法)

2025年12月30日、労働雇用省（Ministry of Labour and Employment）は新労働法典に関する以下の中央規則案を公表しました。

- 賃金法典（中央）規則案（Draft Code on Wages (Central) Rules 2025）
- 労働基準法典（中央）規則案（Draft Occupational Safety, Health and Working Conditions Code (Central) Rules 2025）
- 労使関係法典（中央）規則案（Draft Industrial Relations Code (Central) Rules 2025）
- 社会保障法典（中央）規則案（Draft Social Security Code(Central) Rules 2025）

昨年12月16日発行の弊事務所のニュースレターにおいて、2025年11月21日に施行された4つの新労働法典について解説しています。今回発表された中央規則案は、4つの各新労働法典を実際に運用するための具体的なルールを定めるものです。

労働雇用省は、2026年4月にも新労働法典の運用を開始したいとの意向を示しており、実際に運用を開始するためには、中央政府と州政府が施行規則を定める必要があります。今回の中央規則案の公表は、中央政府の施行規則制定のための手続となります。

現在、各州も新労働法典に基づく施行規則案を公表する手続を進めています。

今回公表された中央規則案については、労働雇用省は、12月30日の公表後、期間を定めてパブリックコメントを募集しています。パブリックコメントの期限は、労使関係法規則案が30日間、その他3規則案が45日間となります。

各規則案の概要について

1. 賃金法典（中央）規則案の概要

本規則は、賃金、賞与、最低賃金などに関する事項を規定する従前の18の中央規則に代わるもので、最低賃金の算定方法、賃金の支払いや控除の方法に関する規定などを定めています。

2. 労働基準法典（中央）規則案の概要

本規則は、鉱山労働者、港湾労働者、契約労働者などそれぞれの労働現場に関する規則など従前の13の中央規則に代わるもので、40歳以上の従業員に対する健康診断提供義務、1週間の労働時間の上限を48時間とする規定などを定めています。

3. 労使関係法典（中央）規則案の概要

本規則は、産業紛争（中央）規則、産業雇用（中央）規則に代わるもので、20人以上のワーカーを雇用する事業場の苦情処理委員会の設置に関する規定、ストライキの事前通知の手続に関する規定などを定めています。



4. 社会保障法典（中央）規則案の概要

本規則は、退職金の支払いに関する規則、社会保障に関する規定などを定める規則などの従前の12の中央規則に代わるもので、ギグワーカーやプラットフォームワーカーのために策定される新たな社会保障に関する規定などを定めています。

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

＜著者紹介＞

	<p><u>吉田 重規</u> One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム インド提携事務所パートナー弁護士（日本法） 2018年 One Asia Lawyers 加入、2025年より南アジアオフィス所属。クロスボーダーM&Aなどの日系企業進出支援業務のほか、インド企業法務全般に関するサポートを行っている。 One Asia Lawyers 加入前は約6年間企業内弁護士として企業法務全般に従事し、同所加入後はカンボジアを中心に東南アジアにおける日系企業への幅広い分野の法務案件を扱ってきた。 shigeki.yoshida@oneasia.legal</p>
	<p><u>西谷 春平</u> One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム 日本法弁護士 東京事務所に所属。東京事務所での日本法業務に加えて、前職でのインド勤務経験を活かし、日系企業のアジア進出の法的サポートを行う。 shumpei.nishitani@oneasia.legal</p>